

令和3年度

事業報告書

公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会

# 目 次

## 概 要

1. カウンセリング事業の実施状況	1
2. カウンセリング研究会の開催	1
3. 啓発事業及び広報活動	2
4. 拠点の運営等	2
5. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進	2

## I カウンセリング事業

1. カウンセリング事業の実施状況	3
2. カウンセリング研究会の開催	29
3. カウンセリング事業に従事したカウンセラー	30

## II 啓発事業及び広報活動

1. 啓発事業	32
2. 広報の戦略的展開	33

## III 管理事項

1. 拠点の運営等	36
2. カウンセリング枠数等の見直し	37
3. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進	37
4. 関係機関との連携	37
5. 理事会・評議員会・評議員選定委員会の開催	38
6. 役員及び評議員の異動	40
7. 規程類の整備	41
8. その他	41

## 概 要

### 1. カウンセリング事業の実施状況

電話相談は、消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが実施している。カウンセリング（面接相談）は、原則として弁護士カウンセラーと前記のアドバイザーカウンセラーが2人1組で実施しているが、必要に応じ臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが加わり、心理面でのケアをサポートしている。

令和3年度のカウンセリング事業の実施状況は以下のとおりである。

#### (1) 令和3年度の概況

令和3年度のカウンセリング事業は、2 カウンセリングセンター（東京、大阪）及び19 相談室（福岡、名古屋、仙台、広島、新潟、静岡、熊本、福島、高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野）の、合計21 拠点において実施した。なお、これらの拠点のうち、新潟、福島、岐阜及び三重については、令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。

これら21 拠点において、令和3年度に当協会が受付けた電話相談件数は4,081 件（前年度4,029 件）、新たにカウンセリング（面接相談）を行った件数（新規カウンセリング件数）は912 件（前年度632 件）、また2 回目以降のカウンセリングも含め同年度に行ったカウンセリングの延べ件数（延べカウンセリング件数）は2,702 件（前年度1,929 件）と、それぞれ対前年度比で1.3%、44.3%、40.1%の増加となった。

#### (2) 協会における対応

令和3年度の電話相談4,081 件への対応の内訳をみると、電話相談段階での回答・助言のみで解決したもの（電話回答・助言からカウンセリング受付を除いたもの）は1,321 件（32.4%）、カウンセリングの予約を受付けたものは1,101 件（27.0%）、弁護士会など他機関へ案内したものは1,659 件（40.7%）となっている。

さらにカウンセリングの実施状況についてみると、令和3年度中に新たにカウンセリングに着手した新規カウンセリング件数（電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数）は912 件（前年度632 件）となっている。

これら912 件への対応の内訳をみると、同年度中に協会が介入して任意整理等の手続に入ったものは385 件（42.2%）、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センターなどを紹介したものが255 件（28.0%）、助言で完結したものが272 件（29.8%）となっている。

### 2. カウンセリング研究会の開催

令和3年度は、昨年度に引き続きテレビ会議方式を一部導入し、業務の効率化を図った。

研究会では、自己破産相当等と判断して弁護士会を紹介した案件について、双方の弁護士の間で見解の相違があった場合の対応などを始め、カウンセラーとしての対処方針を中心として議論が行われた。

### 3. 啓発事業及び広報活動

#### (1) 啓発事業

令和3年度においても、多重債務相談関係機関との連携確保、消費者信用の健全な利用の啓発等に資する資料として、協会案内(パンフレット)、「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」、などを作成し、全国の消費生活センター、地方公共団体の消費者行政担当窓口、多重債務者相談窓口、法律相談窓口、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等に配付するなどした。

#### (2) 広報の戦略的展開

多重債務ほっとラインに寄せられる相談の端緒をみると、地方公共団体等の相談窓口など関係相談窓口からの紹介等が約43%、インターネットが契機となった相談が約39%を占めている。このような実情を踏まえ、広報の対象を重点化するなど戦略的に広報活動を展開した。

##### ① 協会ホームページへの誘導施策の継続実施

平成26年7月から協会の新たな略称を「JCCO」に変更したことによって、協会ホームページの検索応答性が格段に向上したことを踏まえ、令和3年度においても、協会のパンフレット、リーフレットやポスターなどあらゆる広報媒体に、「JCCO 検索」のマークを付した。

##### ② 関係機関への訪問広報活動

事務局職員及びアドバイザーカウンセラーが、地方公共団体の消費生活センター、法テラス、行政機関の相談窓口などを始めとする各種の多重債務者相談窓口、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等を訪問し、協会の広報を行うとともに、相談案件の処理に係る連携・協力を依頼した。

### 4. 拠点の運営等

#### (1) 大阪センターの運営

令和3年度においては、前年度に引き続き日弁連推薦(推薦名簿は大阪弁護士会が調製)の5名の弁護士をカウンセラーとして委嘱し、カウンセリング事業を実施した。また、大阪支部主催のカウンセリング研究会を1回開催した。

#### (2) 相談室の運営等

##### ① 札幌家計相談室の開設

札幌家計相談室の開設に向けて、引き続き協定書等の案についての協議を継続した。

##### ② 特定相談室の活動の縮小等

協会をとりまく経営環境が依然として厳しいこと等を踏まえ、ブロック機関が所在する道府県(ただし関東ブロックは東京都)以外の県に開設された相談室(特定相談室)の活動の縮小等について、関係する7地域の弁護士会と協議したが、同意を得られなかった。

### 5. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進

仙台相談室及び福岡相談室に関する業務の効率化等に資するため、令和3年6月に仙台サテライトオフィス及び福岡サテライトオフィスを開設し、カウンセリング業務の電子化やテレワーク(リモートワーク)を推進した。

## I カウンセリング事業

### 1. カウンセリング事業の実施状況

電話相談は、消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが実施している。

カウンセリング（面接相談）は、原則として弁護士カウンセラーと前記のアドバイザーカウンセラーが2人1組で実施しているが、必要に応じ臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが加わり、心理面でのケアをサポートしている。

令和3年度のカウンセリング事業の実施状況は以下のとおりである。

#### (1) 令和3年度の概況

令和3年度のカウンセリング事業は2カウンセリングセンター（東京、大阪）及び19相談室（福岡、名古屋、仙台、広島、新潟、静岡、熊本、福島、高松、金沢、沖縄、横浜、さいたま、岐阜、松山、前橋、宮崎、三重、長野）の、合計21拠点において実施した。なお、これらの拠点のうち、新潟、福島、岐阜及び三重については、令和2年4月1日以降当面の間、新規カウンセリングの受付を停止している。

(注) カウンセリングセンター(以下「センター」という。)は常設の組織であり、電話相談及びカウンセリングを行う拠点である。また、相談室は非常設の組織であり、現地の公共または民間の会議室を借用して特定の日のみに開設しており、カウンセリングのみを行う拠点である。

これら21拠点において、令和3年度に当協会が受付けた電話相談件数は4,081件(前年度4,029件)、新たにカウンセリングを行った件数(新規カウンセリング件数)は912件(前年度632件)、また2回目以降のカウンセリングも含め同年度に行ったカウンセリングの延べ件数(延べカウンセリング件数)は2,702件(前年度1,929件)と、それぞれ対前年度比で1.3%、44.3%、40.1%の増加となった。

第1表 電話相談及びカウンセリング件数の対前年度比較

事項	(単位：件)				
	年度	令和3 (2021)	令和2 (2020)	対前年比増減数 [増減率：%]	(参考)令和元 (2019)
電話相談		4,081	4,029	52 [+1.3%]	5,470
新規カウンセリング		912	632	280 [+44.3%]	1,151
延べカウンセリング		2,702	1,929	773 [+40.1%]	3,483

令和3年度の実績が対前年度比で増加した要因については、令和2年度において新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談・カウンセリングを中止等した期間があったこと等により、その実績が大幅に減少したことが影響しているものと考えられる(令和2年度において、電話相談・カウンセリングを中止等した状況は、第2-1表及び第2-2表のとおりである)。

なお、令和3年3月8日以降は、電話相談・カウンセリングともに通常通り営業している。

第2-1表 電話相談・カウンセリングの中止等の状況①（令和2年4月～6月）

	カウンセリング				電話相談
	東京センター	管轄相談室	大阪センター	管轄相談室	
令2年 4月	1日(木)~	1日(木)~	1日(木)~	1日(木)~	
					13(月)~17(金)
					20(月)~
5月			~29日(金)		~29日(金)
6月	~5(金)	~18(木)		~18(木)	

(注) 中止したのは濃い網掛の期間。電話相談の薄い網掛けの期間(4月20日(月)~5月29日(金))は「火、木」のみ実施。

第2-2表 電話相談・カウンセリングの中止等の状況②（令和3年1月～3月）

	カウンセリング				電話相談
	東京センター	管轄相談室	大阪センター	管轄相談室	
令3年 1月	12(火)~	12(火)~			12(火)~
			18(月)~	18(月)~	
2月			~26(金)	~26(金)	
3月	~5(金)	~5(金)			~5(金)

(注) 中止したのは濃い網掛の期間。電話相談の薄い網掛けの期間(1月12日(火)~3月5日(金))は電話回線数を減らして実施。

令和元年度から令和3年度までの3年間の月次データを比較したものが第3-1表～第3-3表である。令和2年度において7月～12月の6か月間は通常営業していたことを踏まえ、この6か月分の実績を時系列比較すると、いずれの指標も減少基調で推移しているが、2年度から3年度にかけての減少幅は元年度から2年度にかけての減少幅を大きく下回っており、下げ止まり感がある。

**第3-1表 電話相談**

(単位：件)

	令和3(2021)年度	令和2(2020)年度	令和元(2019)年度
4月	361	265	450
5月	342	206	523
6月	358	351	493
7月	297	321	474
8月	354	321	399
9月	409	379	411
10月	341	416	448
11月	306	351	457
12月	282	277	399
1月	359	341	472
2月	300	321	436
3月	372	480	508
①年度合計	4081	4029	5470
②7月～12月(6月分)計	1989	2065	2588
③②の対前年度増減率	-3.7%	-20.2%	-

**第3-2表 新規カウンセリング**

(単位：件)

	令和3(2021)年度	令和2(2020)年度	令和元(2019)年度
4月	108	0	98
5月	63	0	95
6月	89	55	100
7月	81	77	111
8月	71	78	92
9月	84	75	89
10月	87	100	95
11月	73	74	99
12月	63	79	83
1月	66	20	86
2月	58	0	102
3月	69	74	101
①年度合計	912	632	1151
②7月～12月(6月分)計	459	483	569
③②の対前年度増減率	-5.0%	-15.1%	-

第3-3表 延べカウンセリング

(単位：件)

	令和3(2021)年度	令和2(2020)年度	令和元(2019)年度
4月	235	0	270
5月	195	0	295
6月	251	147	292
7月	226	245	301
8月	202	239	294
9月	233	241	272
10月	236	250	296
11月	225	233	299
12月	215	220	269
1月	220	79	288
2月	197	14	280
3月	267	261	327
①年度合計	2702	1929	3483
②7月～12月(6月分)計	1337	1428	1731
③②の対前年度増減率	-6.4%	-17.5%	-

多重債務関係の相談件数は、過払金取戻し訴訟の活発化や平成22年6月の改正貸金業法等の完全施行などの状況変化の下、各種の相談窓口においてピーク時に比べ大幅な減少をみせる中で、当協会への相談件数も減少を続け、平成23年度以降は、若干の増減はありつつもほぼ底打ちの状況にあった。しかし、平成29年度に至って再び増加に転じ、底打ち状態に入った平成23年度の件数を上回る水準に復し、平成30年度はさらにそれを上回ったが、令和元年度は減少に転じた。

令和2年度については、前述のとおり新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談・カウンセリングの中止等の措置を講じた期間があり、実績が大幅に減少している。令和3年度は再び増加に転じているが、令和2年度の実績がコロナの影響を受けた値であることを十分に勘案する必要があるものと考えられる。

次に、多重債務に関連する指標についてみると、自然人の自己破産の件数が平成27年を底に増加に転じた後、3年連続で前年を上回る水準で推移してきたが、令和元年及び2年(速報値)は減少基調となり、令和3年もその傾向が続いている。個人再生の件数は平成26年に底を打った後、増加基調で推移してきたが、令和2年及び3年は前年を下回ることとなった(最高裁判所「司法統計」)。

また、貸金業法の対象となっている無担保無保証の債務が5件以上ある者の人数はここ数年9万人台で推移しており、3件以上ある者の人数は平成29年度末に115万人であったものが、平成30年度末に120万人、令和元年度末に123万人と増加基調で推移してきたが、令和2年度末には114万人と減少に転じ、3年度末は116万人と再び増加に転じた((株)日本信用情報機構「信用情報提供等業務に関連する統計」)。

電話相談及びカウンセリングの件数は、以上述べた事象等の影響も受けながら推移していくものと考えられることから、これらが今後どのような動向を示すかについて、引き続き注意深く見守っていく必要がある。

## (2) 電話相談件数

令和3年度に当協会が「多重債務ほっとライン」で受付けた電話相談件数は4,081件(前年度4,029件)となっている。

令和3年度の電話相談4,081件への対応の内訳をみると、電話相談段階での回答・助言のみで解決したもの(電話回答・助言からカウンセリング受付を除いたもの)は1,321件(32.4%)、カウンセリングの予約を受付けたものは1,101件(27.0%)、弁護士会など他機関へ案内したものは1,659件



(40.7%)となっている。

### (3) カウンセリング（面接相談）件数

さらにカウンセリングの実施状況についてみると、令和3年度中に新たにカウンセリングに着手した新規カウンセリング件数（電話相談でカウンセリングの予約をして来所した相談者に行う初回の面接相談の件数）は912件（前年度632件）となっている（**カウンセリングの予約を受け付けた件数と新規カウンセリングの件数の差は受付と実施年度のずれと申し込みのキャンセルによるもの**）。

これら912件への対応の内訳をみると、同年度中に協会が介入して任意整理等の手続に入ったものは385件（42.2%）、自己破産、個人再生、過払金返還請求の手続が必要などの理由により弁護士会の相談センターや日本司法支援センター（法テラス）などを紹介したものが255件（28.0%）、助言で完結したものなどが272件（29.8%）となっている。

また、当年度のカウンセリング業務量の指標となる延べカウンセリング件数（初回及び2回目以降を含めた面接相談の総件数）は2,702件（前年度1,929件）となっている。

**第4表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (21拠点総計)**

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>4,081</b>	<b>1,659</b>	<b>1,321</b>	<b>1,101</b>	<b>912</b>	<b>2,702</b>
3年 4月	361	142	110	109	108	235
5月	342	135	116	91	63	195
6月	358	145	114	99	89	251
7月	297	121	93	83	81	226
8月	354	121	132	101	71	202
9月	409	172	128	109	84	233
10月	341	150	108	83	87	236
11月	306	127	92	87	73	225
12月	282	117	91	74	63	215
4年 1月	359	160	108	91	66	220
2月	300	121	100	79	58	197
3月	372	148	129	95	69	267
(参考)						
2年度計	4,029	1,774	1,462	793	632	1,929
元年度計	5,470	2,270	1,719	1,481	1,151	3,483

### (4) 各拠点別の状況

各センター及び相談室における令和3年度の電話相談及びカウンセリング(面接相談)の実施状況は、以下のとおりである。

#### (東京センター)

##### (1) 実施態勢

###### a 弁護士カウンセラー

東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会からそれぞれ推薦を受けた10名の弁護士を委嘱。それぞれ毎週、決まった曜日・時間帯(月曜日から金曜日、10時～13時の間、14時

～17時の間)に、1名がカウンセリング（面接相談）に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

協会が委嘱した消費生活アドバイザー及び臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラー12名が、それぞれ1週間に2～4日、決まった曜日に終日(9時半～17時半)勤務している(1日当たり6～8人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は1,267件であった。その内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が811件(64.0%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が456件(36.0%)となっている。

相談者の居住地についてみると、東京都59%を筆頭に、千葉県13%、神奈川県6%、栃木県6%、茨城県5%、埼玉県4%、となっており、関東圏外は8%程度となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は435件であった。新規カウンセリング件数は376件、延べカウンセリング件数は1,141件となっている。

第5表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(東京センター)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>1,267</b>	<b>456</b>	<b>376</b>	<b>435</b>	<b>376</b>	<b>1,141</b>
3年 4月	114	33	35	46	44	94
5月	101	37	30	34	29	93
6月	99	29	31	39	35	106
7月	89	30	24	35	34	85
8月	115	34	40	41	31	88
9月	115	49	38	28	30	95
10月	106	39	34	33	32	95
11月	111	45	27	39	30	88
12月	83	38	18	27	27	96
4年 1月	114	45	35	34	29	87
2月	101	36	28	37	26	94
3月	119	41	36	42	29	120
(参考)						
2年度計	1,252	523	438	291	262	804
元年度計	1,687	657	450	580	447	1,279

令和3年度に新規のカウンセリングを行った376件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは172件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの103件、助言で完結等101件となっている。

(大阪センター)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

日本弁護士連合会から推薦を受けた大阪弁護士会所属の弁護士5名を委嘱。それぞれ毎週、決まった曜日・時間帯(14時～17時の間)に、1名がカウンセリング（面接相談）に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

協会が委嘱した消費生活アドバイザー及び臨床心理士等の専門資格を有するアドバイザーカ

ウンセラー9名が従事、原則1週間に1～3日、決まった曜日に終日(9時半～17時半)勤務している(1日当たり3～5人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は642件であった。その内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が381件(59.3%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が261件(40.7%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、大阪府が55%、兵庫県24%、京都府7%、奈良県6%、滋賀県5%、和歌山県2%と続いている。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は166件であった。新規カウンセリング件数は138件、延べカウンセリング件数は329件となっている。

第6表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(大阪センター)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・ 助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カ ウ ン セ リ ン グ ( 面 接 相 談 )	
					新 規 件 数	延 べ 件 数
<b>3年度計</b>	<b>642</b>	<b>261</b>	<b>215</b>	<b>166</b>	<b>138</b>	<b>329</b>
3年 4月	65	23	19	23	17	33
5月	48	20	15	13	11	25
6月	47	22	13	12	11	24
7月	47	16	20	11	13	35
8月	54	22	19	13	12	29
9月	62	24	18	20	18	30
10月	50	26	15	9	10	28
11月	43	17	16	10	5	23
12月	53	22	15	16	11	18
4年 1月	57	20	19	18	13	26
2月	45	17	21	7	4	22
3月	71	32	25	14	13	36
(参考)						
2年度計	662	265	247	150	122	275
元年度計	845	318	296	231	197	476

令和3年度に新規カウンセリングを行った138件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは36件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの56件、助言で完結等46件となっている。

(福岡相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

福岡県弁護士会から推薦を受けた弁護士10名を委嘱。3名の弁護士が(7名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則火曜日・木曜日の13時～16時の間)に開設する福岡相談室において交代でカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センター(支所である福岡サテライトオフィスを含む。)において対応している。福岡相談室におけるカウンセリングには、福岡サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3

名が従事している。なお、福岡サテライトオフィスの発足（6月1日）前の福岡相談室におけるカウンセリングには大阪センター（本所）のアドバイザーカウンセラーが出張して対応した。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、316件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が170件（53.8%）、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が146件（46.2%）である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が87%と多くを占めており、県外については佐賀県・長崎県各4%、大分県3%となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、83件であった。新規カウンセリング件数は59件、延べカウンセリング件数は154件となっている。

第7表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況（福岡相談室）

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・ 助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>316</b>	<b>146</b>	<b>87</b>	<b>83</b>	<b>59</b>	<b>154</b>
3年 4月	25	15	5	5	7	14
5月	32	20	5	7	3	12
6月	34	16	11	7	6	18
7月	23	5	9	9	5	11
8月	21	8	3	10	6	12
9月	34	20	7	7	4	12
10月	18	7	7	4	6	15
11月	29	13	6	10	6	15
12月	22	6	8	8	4	9
4年 1月	25	13	9	3	4	13
2月	28	12	8	8	5	9
3月	25	11	9	5	3	14
(参考)						
2年度計	301	122	120	59	39	98
元年度計	360	160	125	75	50	175

令和3年度に新規カウンセリングを行った59件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったもの13件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの13件、助言で完結等33件となっている。

(名古屋相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

愛知県弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。それぞれ、決まった曜日・時間帯(原則第2、第4火曜日および第1、第3水曜日および第1～3木曜日の13時～16時)に開設する名古屋相談室において、カウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー4名が従事し、カウンセリング日に交代で名古屋相談室に出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、269件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が172件(63.9%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が97件(36.1%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が93%(名古屋市を中心とする尾張地方が52%、西三河地方は11%、東三河地方は2%)を占めたが、県外からの相談も7%程度あった(岐阜県5%、三重県2%)。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、92件であった。新規カウンセリング件数は71件、延べカウンセリング件数は262件となっている。

第8表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(名古屋相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>269</b>	<b>97</b>	<b>80</b>	<b>92</b>	<b>71</b>	<b>262</b>
3年4月	28	12	10	6	7	21
5月	27	8	7	12	4	20
6月	29	13	9	7	7	26
7月	17	4	5	8	7	27
8月	19	6	6	7	7	20
9月	25	6	9	10	7	20
10月	16	7	5	4	4	21
11月	20	5	7	8	8	20
12月	17	5	5	7	5	25
4年1月	25	11	5	9	3	18
2月	21	7	5	9	6	19
3月	25	13	7	5	6	25
(参考)						
2年度計	283	128	94	61	42	194
元年度計	351	130	104	117	87	316

令和3年度に新規カウンセリングを行った71件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは43件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの14件、助言で完結等14件となっている。

(仙台相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

仙台弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。3名の弁護士が(1名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則毎週火曜日および第1、3木曜日の10時~13時の間)に開設する仙台相談室において、交代でカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センター(支所である仙台サテライトオフィスを含む。)において対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、仙台サテライトオフィスのアドバイザーカウンセラー3名が従事している。なお、仙台サテライトオフィスの発足(6月1日)前の仙台相談室のカウンセリングには東京センター(本所)のアドバイザーカウンセラーが出張して対応した。

## (2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、204件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が151件(74.0%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が53件(26.0%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が85%(仙台市周辺地域53%、仙北地域13%、仙南地域3%)を占めたが、県外からの相談も15%あった(山形県8%、福島県3%、岩手県2%、秋田県1%)。

## (3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、74件であった。新規カウンセリング実施件数は64件、延べカウンセリング件数は202件となっている。

第9表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(仙台相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	204	53	77	74	64	202
3年4月	15	4	4	7	10	18
5月	14	2	6	6	4	13
6月	19	3	10	6	8	20
7月	12	2	4	6	3	16
8月	21	5	9	7	6	13
9月	27	9	6	12	4	18
10月	18	6	5	7	8	20
11月	15	4	7	4	5	22
12月	21	4	12	5	3	15
4年1月	18	6	6	6	4	20
2月	8	3	3	2	5	13
3月	16	5	5	6	4	14
(参考)						
2年度計	170	70	62	38	29	102
元年度計	194	63	42	89	81	250

令和3年度に新規カウンセリングを行った64件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは24件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの20件、助言で完結等20件となっている。

## (広島相談室)

### (1) 実施態勢

#### a 弁護士カウンセラー

広島弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。4名の弁護士が、それぞれ決まった曜日・時間帯(原則火・木曜日の13時～16時の間)に開設する広島相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

#### b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー4名が従事し、カウンセリング日に広島相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

### (2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、221件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が132件（59.7%）、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が89件（40.3%）となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が78%と多くを占めており、県外については、山口県10%、岡山県6%、島根県4%となっている。

### (3) カウンセリングの実施

令和3年度におけるカウンセリング受付件数は、68件であった。新規カウンセリング件数は58件、延べカウンセリング件数は156件となっている。

**第10表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (広島相談室)**

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>221</b>	<b>89</b>	<b>64</b>	<b>68</b>	<b>58</b>	<b>156</b>
3年 4月	21	6	9	6	7	20
5月	16	5	5	6	5	12
6月	13	5	4	4	5	13
7月	12	7	3	2	4	13
8月	21	6	6	9	1	9
9月	20	9	5	6	6	10
10月	29	14	6	9	9	16
11月	11	4	3	4	6	12
12月	21	7	10	4	4	11
4年 1月	20	10	2	8	3	14
2月	20	9	6	5	4	10
3月	17	7	5	5	4	16
(参考)						
2年度計	198	72	79	47	32	107
元年度計	264	120	91	53	43	208

令和3年度に新規カウンセリングを行った58件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは23件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟が必要などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの12件、助言で完結等23件となっている。

### (新潟相談室)

#### (1) 実施態勢

##### a 弁護士カウンセラー

新潟県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する新潟相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、新潟相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

##### b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に新潟相談室へ出張し勤務する体制である(1日当たり1人)。

#### (2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、44件となった。内訳は、電話回答・助言が13件（29.5%）、弁

護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が 31 件（70.5%）となっている。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が 100%であった。うち、新潟市を中心とする下越地方が 69%と多く、中越地方は 31%、上越地方は 0%である。

### (3) カウンセリングの実施

令和 2 年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングも実施しなかったため、延べカウンセリング件数は 0 件となっている。

**第 11 表 令和 3 年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (新潟相談室)**

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・ 助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>44</b>	<b>31</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
3年 4月	2	0	2	0	0	0
5月	6	2	4	0	0	0
6月	2	1	1	0	0	0
7月	3	2	1	0	0	0
8月	0	0	0	0	0	0
9月	7	6	1	0	0	0
10月	9	8	1	0	0	0
11月	2	1	1	0	0	0
12月	4	4	0	0	0	0
4年 1月	4	4	0	0	0	0
2月	4	2	2	0	0	0
3月	1	1	0	0	0	0
(参考)						
2年度計	41	28	13	0	0	18
元年度計	107	41	32	34	32	83

### (静岡相談室)

#### (1) 実施態勢

##### a 弁護士カウンセラー

静岡県弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。3名の弁護士が（3名は臨時対応）、それぞれ決まった曜日・時間帯に開設する静岡相談室で、カウンセリング（面接相談）に従事している。

静岡市に開設する静岡相談室では2名の弁護士が、それぞれ第1、第3の水曜日の13時～16時の間に、交代でカウンセリングに従事している。浜松市に開設する静岡相談室では1名の弁護士が、原則3か月に1回、第4金曜日の13時～16時の間に、カウンセリングに従事している。富士市に開設する静岡相談室では2名の弁護士が、原則3か月に2回、第4金曜日の13時～16時の間に、カウンセリングに従事している。

##### b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日に交代で静岡相談室へ出張し勤務している（1日当たり1人）。

#### (2) 電話相談への対応

令和 3 年度の電話相談件数は、133 件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が 88 件（66.2%）、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が 45 件（33.8%）である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が 100%であった。うち、静岡市を中心とする県中



部が46%、浜松市中心の県西部が31%、富士市、富士宮市、御殿場市等の東部は23%と、県内の広い範囲から相談が寄せられている。

### (3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、36件であった。新規カウンセリング件数は37件、延べカウンセリング件数は97件となっている。

第12表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(静岡相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>133</b>	<b>45</b>	<b>52</b>	<b>36</b>	<b>37</b>	<b>97</b>
3年 4月	15	6	3	6	4	8
5月	12	3	5	4	2	4
6月	13	4	4	5	7	10
7月	8	6	1	1	4	10
8月	12	4	7	1	1	2
9月	15	2	9	4	1	12
10月	15	6	5	4	5	7
11月	8	1	5	2	3	10
12月	7	4	1	2	1	7
4年 1月	8	3	3	2	3	11
2月	9	4	2	3	3	8
3月	11	2	7	2	3	8
(参考)						
2年度計	106	55	34	17	16	49
元年度計	168	66	57	45	34	134

令和3年度に新規のカウンセリングを行った37件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは15件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの12件、助言で完結等10件となっている。

### (熊本相談室)

#### (1) 実施態勢

##### a 弁護士カウンセラー

熊本県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則金曜日の13時~16時の間)に開設する熊本相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

##### b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に熊本相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

#### (2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、50件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が19件(38%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が31件(62%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が60%(うち、熊本市が50%、八代市・菊陽

町が各4%)を占めたが、県外からの相談も40%あった(鹿児島県32%、大分県6%、福岡県2%)。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は8件であった。新規カウンセリング件数は3件、延べカウンセリング件数は11件となっている。

第13表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(熊本相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カ ウ ン セ リ ン グ ( 面 接 相 談)	
					新 規 件 数	延 べ 件 数
3年度計	50	31	11	8	3	11
3年 4月	3	3	0	0	1	2
5月	3	2	1	0	0	0
6月	5	3	0	2	0	1
7月	1	0	0	1	0	0
8月	6	3	1	2	1	2
9月	5	2	1	2	0	0
10月	6	2	4	0	0	0
11月	7	7	0	0	1	2
12月	4	2	2	0	0	0
4年 1月	2	1	0	1	0	2
2月	5	4	1	0	0	0
3月	3	2	1	0	0	2
(参考)						
2年度計	57	21	23	13	6	8
元年度計	87	41	37	9	5	17

令和3年度に新規カウンセリングを行った3件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは1件、自己破産・個人再生・過払訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの1件、助言で完結等1件となっている。

(福島相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

福島県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。必要に応じて相談者と日程を調整し、決まった曜日・時間帯に開設する福島相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、福島相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に福島相談室へ出張し勤務する体制である(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、19件となった。内訳は、電話回答・助言が7件(36.8%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が12件(63.2%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であった。うち、福島市、郡山市など中通りで34%を占め、いわき市など浜通りで33%、会津若松市ほか会津地方が33%である。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリ

グも実施しなかったため、延べカウンセリング件数は0件となっている。

**第14表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (福島相談室)**

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>19</b>	<b>12</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
3年 4月	1	1	0	0	0	0
5月	2	1	1	0	0	0
6月	2	1	1	0	0	0
7月	2	2	0	0	0	0
8月	2	1	0	0	0	0
9月	1	1	1	0	0	0
10月	0	0	1	0	0	0
11月	3	2	0	0	0	0
12月	5	2	3	0	0	0
4年 1月	1	1	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
(参考)						
2年度計	25	19	6	0	0	13
元年度計	73	29	22	22	18	49

(高松相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

香川県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則水曜日の13時～16時の間)に開設する高松相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に高松相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、45件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が20件(44.4%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が25件(55.6%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が67%であり、うち高松市が29%、丸亀市が11%となっている。徳島県など県外からも33%の電話相談が寄せられる状況となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、5件であった。新規カウンセリング件数は7件、延べカウンセリング件数は24件となっている。

第15表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (高松相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>45</b>	<b>25</b>	<b>15</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>24</b>
3年 4月	4	3	1	0	0	2
5月	4	2	2	0	0	0
6月	6	5	1	0	2	4
7月	4	1	2	1	0	2
8月	3	2	1	0	1	3
9月	3	2	0	1	0	0
10月	5	3	1	1	1	3
11月	1	1	0	0	1	2
12月	0	0	0	0	0	2
4年 1月	7	4	2	1	0	0
2月	4	0	3	1	1	3
3月	4	2	2	0	1	3
(参考)						
2年度計	48	25	14	9	4	23
元年度計	81	43	27	11	10	32

令和3年度に新規カウンセリングを行った7件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは3件、自己破産・個人再生・過払訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの1件、助言で完結等3件となっている。

(金沢相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

金沢弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第2金曜日の13時～16時の間)に開設する金沢相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に金沢相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、50件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が26件(52.0%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が24件(48.0%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が72%(金沢市が32%、白山市が2%、加賀南10%、能登南部2%)であり、県外からの相談は28%である(富山県10%、福井県18%)。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、14件であった。新規カウンセリング実施件数は11件、延べカウンセリング件数は24件となっている。

第16表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (金沢相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	50	24	12	14	11	24
3年 4月	2	0	2	0	2	3
5月	6	2	2	2	1	2
6月	6	3	1	2	1	1
7月	8	4	1	3	1	3
8月	6	5	0	1	0	0
9月	6	1	2	3	4	5
10月	2	2	0	0	2	2
11月	0	0	0	0	0	1
12月	2	0	2	0	0	2
4年 1月	7	5	1	1	0	3
2月	0	0	0	0	0	0
3月	5	2	1	2	0	2
(参考)						
2年度計	70	39	21	10	8	14
元年度計	82	42	19	21	13	32

令和3年度に新規カウンセリングを行った11件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは3件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの6件、助言で完結等2件となっている。

(沖縄相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

沖縄弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第3木曜日の13時～16時の間)に開設する沖縄相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に沖縄相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、63件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が37件(58.7%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が26件(41.3%)である。

相談者の居住地についてみると、100%県内居住者であり、那覇市を中心とする南部地区で60%、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市を含む中部地区で37%、北部地区からの相談者は3%程度であり、島部からの電話は0%である。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、18件であった。新規カウンセリング件数は11件、延べカウンセリング件数は34件となっている。

第17表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (沖縄相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	63	26	19	18	11	34
3年 4月	3	2	0	1	0	0
5月	4	4	0	0	0	0
6月	5	1	1	3	0	0
7月	4	2	2	0	4	4
8月	3	1	2	0	0	2
9月	15	3	6	6	2	4
10月	4	0	2	2	2	4
11月	2	1	1	0	1	6
12月	7	4	1	2	1	6
4年 1月	3	1	1	1	0	1
2月	6	4	1	1	0	5
3月	7	3	2	2	1	2
(参考)						
2年度計	60	29	23	8	7	28
元年度計	77	29	24	24	19	41

令和3年度に新規カウンセリングを行った11件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは6件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの4件、助言で完結等1件となっている。

(横浜相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

神奈川県弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。2名の弁護士が(4名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第1、第3金曜日の13時～16時の間)に開設する横浜相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日に横浜相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、265件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が133件(50.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が132件(49.8%)である。

相談者の居住地についてみると、県内居住者が100%であり、横浜市が47%、川崎市9%、相模原市、海老名市を含む県央地区が10%、茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市を含む湘南地区が13%、小田原市、南足柄市を含む県西地区が11%、横須賀・三浦地区が10%である。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、22件であった。新規カウンセリング件数は21件、延べカウンセリング件数は63件となっている。

第18表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (横浜相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リ ン グ 受 付 件 数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	265	132	111	22	21	63
3年 4月	22	14	6	2	2	3
5月	24	7	15	2	1	2
6月	24	12	11	1	2	6
7月	21	13	7	1	1	4
8月	24	6	13	5	2	6
9月	27	17	9	1	3	6
10月	24	11	12	1	2	6
11月	18	10	4	4	1	6
12月	11	5	6	0	3	8
3年 1月	23	13	9	1	1	4
2月	20	12	7	1	2	7
3月	27	12	12	3	1	5
(参考)						
2年度計	261	138	101	22	21	50
元年度計	337	180	131	26	23	76

令和3年度に新規にカウンセリングを行った21件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは11件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものが3件、助言で完結等となったものは7件となっている。

(さいたま相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

埼玉弁護士会から推薦を受けた弁護士4名を委嘱。2名の弁護士が(2名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第2、第4木曜日の13時～16時の間)に開設するさいたま相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日にさいたま相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、218件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が120件(55.0%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が98件(45.0%)となった。

相談者の居住地についてみると、県内の居住者が99%であり相談者は県内全域におよぶ(さいたま市29%、県東部地域18%、県南部地域12%)、隣県の栃木県からの相談が1%である。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、23件であった。新規カウンセリング件数は19件、延べカウンセリング件数は67件となっている。

第19表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況(さいたま相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	218	98	97	23	19	67
3年 4月	18	9	7	2	2	5
5月	17	8	8	1	2	6
6月	22	13	8	1	0	9
7月	22	11	9	2	1	4
8月	26	11	15	0	0	3
9月	19	8	8	3	0	3
10月	17	8	6	3	3	7
11月	12	3	6	3	3	5
12月	13	7	4	2	3	9
4年 1月	18	9	7	2	2	5
2月	17	7	8	2	2	5
3月	17	4	11	2	1	6
(参考)						
2年度計	216	108	89	19	13	40
元年度計	304	163	114	27	22	88

令和3年度に新規にカウンセリングを行った19件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは10件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したものの4件、助言で完結等となったものは5件となっている。

(岐阜相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

岐阜県弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。決まった曜日・時間帯(原則第2火曜日の13時～16時の間)に開設する岐阜相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、岐阜相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に岐阜相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、52件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が24件(46.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が28件(53.8%)となっている。なおカウンセリング受付した7件はいずれも名古屋相談室でのカウンセリング実施のものである。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が87%(うち岐阜市周辺地域が63%、中濃圏・西濃圏が各14%)を占め、県外からの相談は13%となっている。

(3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングは実施しなかったことから、延べカウンセリング件数は0件となった。



第20表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (岐阜相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>52</b>	<b>28</b>	<b>17</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
3年 4月	4	1	1	2	0	0
5月	5	3	1	1	0	0
6月	4	4	0	0	0	0
7月	6	3	2	1	0	0
8月	1	0	1	0	0	0
9月	5	1	3	1	0	0
10月	8	6	2	0	0	0
11月	7	4	2	1	0	0
12月	2	2	0	0	0	0
4年 1月	5	3	2	0	0	0
2月	3	1	1	1	0	0
3月	2	0	2	0	0	0
(参考)						
2年度計	48	27	18	3	0	4
元年度計	92	43	28	21	10	31

(松山相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

愛媛弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則第3金曜日の13時～16時の間)に開設する松山相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に松山相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、54件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が21件(38.9%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が33件(61.1%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が89%(うち松山市周辺地域が72%、東予地域が13%、南予地域が15%)を占めたが、県外からの相談も11%あった。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、11件であった。新規カウンセリング件数は6件、延べカウンセリング件数は23件となっている。

第 21 表 令和 3 年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (松山相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>54</b>	<b>33</b>	<b>10</b>	<b>11</b>	<b>6</b>	<b>23</b>
3年 4月	6	4	0	2	0	3
5月	3	1	1	1	0	0
6月	8	4	1	3	2	4
7月	5	4	0	1	0	0
8月	3	1	2	0	1	3
9月	6	6	0	0	2	3
10月	5	3	0	2	0	3
11月	4	2	2	0	0	0
12月	3	2	1	0	0	2
4年 1月	2	1	1	0	0	2
2月	3	2	1	0	0	0
3月	6	3	1	2	1	3
(参考)						
2年度計	34	13	15	6	5	13
元年度計	67	34	20	13	10	32

令和 3 年度に新規カウンセリングを行った 6 件のうち、令和 3 年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは 2 件、助言で完結等 4 件となっている。

(前橋相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

群馬弁護士会から推薦を受けた弁護士 2 名を委嘱。うち 1 名の弁護士が (1 名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(各月、原則第 2 木曜日の 13 時～16 時の間)に開設する前橋相談室においてカウンセリング (面接相談) に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー 1 名が従事し、カウンセリング日に前橋相談室へ出張し勤務している(1 日当たり 1 人)。

(2) 電話相談への対応

令和 3 年度の電話相談件数は、43 件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が 33 件 (76.7%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が 10 件 (23.3%) となった。

相談者の居住地についてみると、県内の居住者が 90% (前橋、伊勢崎市を含む中部地域で 32%、高崎市を含む西部地域 8%) を占めており、隣県の栃木県からの相談が 8%、埼玉県からの相談が 2%である。

(3) カウンセリングの実施

令和 3 年度のカウンセリング受付件数は、16 件となった。新規カウンセリング件数は 11 件、延べカウンセリング件数は 36 件となっている。

第22表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (前橋相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
3年度計	43	10	17	16	11	36
3年 4月	5	3	2	0	2	3
5月	1	0	0	1	0	0
6月	7	0	3	4	2	3
7月	5	3	2	0	2	6
8月	4	1	2	1	1	5
9月	2	0	0	2	1	5
10月	3	0	1	2	2	4
11月	2	1	1	0	0	2
12月	2	1	1	0	0	2
4年 1月	5	1	3	1	0	3
2月	3	0	1	2	0	0
3月	4	0	1	3	1	3
(参考)						
2年度計	55	26	15	14	11	17
元年度計	66	14	22	30	19	40

令和3年度に新規にカウンセリングを行った11件のうち、令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは7件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなどの他機関に紹介したものは3件、助言等で完結等となったものは1件となっている。

(宮崎相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

宮崎県弁護士会から推薦を受けた弁護士2名を委嘱。1名の弁護士が(1名は臨時対応)、決まった曜日・時間帯(原則金曜日の13時～16時の間)に開設する宮崎相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に宮崎相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、29件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が14件(48.3%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が15件(51.7%)となっている。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が86%(うち宮崎市周辺地域が88%、北部地域が12%)を占めたが、県外からの相談も14%あった。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、4件であった。新規カウンセリング件数は5件、延べカウンセリング件数は18件となっている。

第23表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (宮崎相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウ ンセ リング受 付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>29</b>	<b>15</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>18</b>
3年 4月	3	0	3	0	2	3
5月	3	2	1	0	0	0
6月	4	3	1	0	0	2
7月	1	1	0	0	0	0
8月	3	1	0	2	0	2
9月	2	2	0	0	1	3
10月	2	1	1	0	0	1
11月	1	1	0	0	0	3
12月	2	1	1	0	0	0
4年 1月	6	1	3	2	2	2
2月	0	0	0	0	0	0
3月	2	2	0	0	0	2
(参考)						
<b>2年度計</b>	<b>29</b>	<b>13</b>	<b>10</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	<b>25</b>
元年度計	76	36	30	10	6	46

令和3年度に新規カウンセリングを行った5件はすべて令和3年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入った。

### (三重相談室)

#### (1) 実施態勢

##### a 弁護士カウンセラー

三重弁護士会から推薦を受けた弁護士1名を委嘱。決まった曜日・時間帯(原則第3火曜日の13時～16時の間)に開設する三重相談室においてカウンセリング(面接相談)に従事している。

なお、三重相談室については、令和2年度から新規カウンセリングの受付を停止し、継続事案についてのみカウンセリングを実施している。

##### b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが大阪センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、大阪センターのアドバイザーカウンセラー1名が従事し、カウンセリング日に三重相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

#### (2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、50件であった。電話相談への対応は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計が17件(34.0%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が33件(66.0%)となっている。なお、カウンセリング受付した3件はいずれも相談者の希望により名古屋相談室でのカウンセリングを実施したものである。

また、相談者の居住地についてみると、県内居住者が98%(うち四日市市24%、津市22%、鈴鹿市・松阪市が各12%、亀山市・伊勢市・桑名市が各5%)、県外については2%(すべて大阪府)となっている。

#### (3) カウンセリングの実施

令和2年度から新規のカウンセリング受付を行っておらず、継続事案を対象としたカウンセリングは実施しなかったことから、延べカウンセリング件数は0件となっている。

第24表 令和3年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (三重相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>50</b>	<b>33</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
3年 4月	2	2	0	0	0	0
5月	9	4	5	0	0	0
6月	3	3	0	0	0	0
7月	5	4	1	0	0	0
8月	4	3	0	1	0	0
9月	8	4	3	1	0	0
10月	1	1	0	0	0	0
11月	4	3	1	0	0	0
12月	3	1	1	1	0	0
4年 1月	4	4	0	0	0	0
2月	3	1	2	0	0	0
3月	4	3	1	0	0	0
(参考)						
2年度計	61	33	24	4	0	6
元年度計	88	45	22	21	9	25

(長野相談室)

(1) 実施態勢

a 弁護士カウンセラー

長野弁護士会から推薦を受けた弁護士6名を委嘱。3名の弁護士が(3名は臨時対応)、それぞれ決まった曜日・時間帯に開設する長野相談室で、カウンセリング(面接相談)に従事している。

長野市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、原則2か月に1回、第1木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。松本市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、原則2か月に1回、第4木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。上田市に開設する長野相談室については、2名の弁護士が、原則2か月に1回、第4木曜日の13時～16時の間にカウンセリングに従事している。

b アドバイザーカウンセラー

電話相談は、協会が委嘱した消費生活アドバイザー等の専門資格を有するアドバイザーカウンセラーが東京センターにおいて対応している。また、相談室におけるカウンセリングには、東京センターのアドバイザーカウンセラー2名が従事し、カウンセリング日(原則第1、4木曜日)に交代で長野相談室へ出張し勤務している(1日当たり1人)。

(2) 電話相談への対応

令和3年度の電話相談件数は、47件となった。内訳は、電話回答・助言及びカウンセリング受付の合計33件(70.2%)、弁護士会や地方公共団体の消費者センターなどへの他機関案内が14件(29.8%)となった。

相談者の居住地についてみると、100%県内居住者であり、長野市など北信地域が43%、上田市など東信地域が21%、松本市など中信地域が27%、飯田市など南信地域が9%である。

(3) カウンセリングの実施

令和3年度のカウンセリング受付件数は、16件であった。新規カウンセリング件数は15件、延べカウンセリング件数は61件となっている。

第 25 表 令和 3 年度の電話相談及びカウンセリングの実施状況 (長野相談室)

	電話相談 件数	他機関 案内 件数	電話回答 ・助言 件数	カウンセ リング受付 件数	カウンセリング (面接相談)	
					新規 件数	延べ 件数
<b>3年度計</b>	<b>47</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>61</b>
3年 4月	3	1	1	1	1	3
5月	5	2	2	1	1	6
6月	6	0	3	3	1	4
7月	2	1	0	1	2	6
8月	6	1	4	1	1	3
9月	5	0	3	2	1	7
10月	3	0	1	2	1	4
11月	6	2	2	2	3	8
12月	0	0	0	0	1	3
4年 1月	5	4	0	1	2	9
2月	0	0	0	0	0	2
3月	6	3	1	2	1	6
(参考)						
2年度計	52	20	16	16	12	41
元年度計	64	16	26	22	16	53

令和 3 年度に新規カウンセリングを行った 15 件のうち、令和 3 年度中に協会が介入して任意整理の手続きに入ったものは 11 件、自己破産相当・個人再生相当・過払い訴訟の必要性などの理由により弁護士会の相談センターなど他機関に紹介したもの 3 件、助言で完結等 1 件となっている。

## 2. カウンセリング研究会の開催

カウンセリング事業は協会の業務方法書及びカウンセリングマニュアルに基づき実施されているが、当該事業の実務における取扱いの統一性の確保を図るため、毎年度カウンセリング研究会を開催し、意見交換を行っている。

令和3年度における研究会の開催回数は2回である。

研究会では、自己破産相当等と判断して弁護士会を紹介した案件について、双方の弁護士の間で見解の相違があった場合の対応に関する案件などを始め、カウンセラーとしての対処方針を中心として議論が行われた。また、個別案件にかかる問題点の紹介と、対処方法に関する意見交換も行われた。

**第26表 カウンセリング研究会の開催状況**

主催 部局	地域	開催日	センター・相談室	出席者 【書面送付先】
東京本部	東北、 関東、 東海、 北陸、 沖縄	令和3年 12月13日	東京センター 仙台相談室 福島相談室 前橋相談室 さいたま相談室 横浜相談室 新潟相談室 金沢相談室 長野相談室 静岡相談室 名古屋相談室 沖縄相談室	カウンセラー(弁護士、アドバイザー) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会派遣 弁護士 金融庁 経済産業省 協会理事・事務局
大阪支部	近畿、 中国・ 四国、 九州(北・ 南)	令和4年 2月4日	大阪センター 広島相談室 高松相談室 松山相談室 福岡相談室 熊本相談室 宮崎相談室	カウンセラー(弁護士、アドバイザー) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会派遣 弁護士 大阪弁護士会派遣弁護士(オブザーバー参加) 協会理事・事務局

(注1) 東京本部主催の研究会は、テレビ会議システムを取り入れており、東京近郊相談室(横浜、さいたま、前橋)以外の相談室の弁護士カウンセラーは、ビデオ画面を通じて参加することとした。

(注2) 大阪支部主催の研究会は、テレビ会議システムを利用し、大阪センター及びその傘下の相談室合同で開催した。

### 3. カウンセリング事業に従事したカウンセラー

#### (1) 弁護士カウンセラー

(東京センター)

大菅 俊志、岩重 佳治、志水 芙美代、木本 茂樹、山川 幸生、  
萩原 美保子、堀川 直資、伊集院 剛、松田 隆太郎、赤塚 順一郎

(大阪センター)

浅井 章、茂永 崇、得能 吉裕、村上 覚朗、吉田 健太郎

(福岡相談室)

高本 稔久、南正覚 文枝、永長 寿美子、吉野 泉、西岡 里恵、  
尾崎 大、佐藤 裕介、平田 広志、吉原 洋、藤村 元気

(名古屋相談室)

今泉 麻衣子、加藤 博子、佐藤 暢高、山田 英典

(仙台相談室)

高島 梨香、大泉 力也、宮腰 英洋、男澤 拓

(広島相談室)

京野 垂日、森 亮人、梅原 太郎、石井 貴博

(新潟相談室)

山本 大貴

(静岡相談室)

杉下 龍輔、佐藤 丈太、鈴木 悠太、伊藤 祐尚、山本 洋祐、中田 祥子、藤田 峻弘

(熊本相談室)

早田 靖弘、村上 純也

(福島相談室)

湯浅 亮

(高松相談室)

岩井 卓、島村 研策

(金沢相談室)

中澤 聡、木村 基之

(沖縄相談室)

田島 啓己、山城 圭

(横浜相談室)

小野 仁司、太宰 順一、須藤 宏、佐藤 進一、狩倉 博之、渡部 英明

(さいたま相談室)

満尾 直樹、宮崎 裕悟、貞松 宏輔、石川 智士

(岐阜相談室)

田島 朋美

(松山相談室)

山下 紘平、五十崎 元

(前橋相談室)

中嶋 歩積、吉野 晶

(宮崎相談室)

久保田 吉哉、大山 和伸

(三重相談室)

渡部 鎮行

(長野相談室)

山崎 憲司、唐木沢 正晃、池内 好史、安藤 絵美子、大野 薫、滝澤 修一



(2) アドバイザーカウンセラー(弁護士以外のカウンセラー)

(東京センター)

岩附 淳子、嘉納 郁子、平良 順子、山口 麻理子、片倉 眞理、佐々木 まさ子、  
望月 恵里子、佐藤 靖子、武井 佳子、高野 美月、佐道 美樹、酒井 祥子

(大阪センター)

上野 美子、梶本 智美、堤 直子、兵頭 美也子、松本 尊子、  
佐藤 直子、鈴木 環、佐野 麻衣子、篠原 奈保子

(福岡相談室) 大阪センターと兼任(令和3年4月～5月)

堤 直子、松本 尊子、上野 美子、佐藤 直子

(福岡相談室) 福岡サテライトオフィス(令和3年6月～令和4年3月)

荒木 光子、高橋 千明、久森 智子

(名古屋相談室) 東京センターと兼任

望月 恵里子、片倉 眞理、佐々木 まさ子、武井 佳子

(仙台相談室) 東京センターと兼任(令和3年4月～5月)

嘉納 郁子、平良 順子、山口 麻理子

(仙台相談室) 仙台サテライトオフィス(令和3年6月～令和4年3月)

阿部 淳子、梅内 美加子、山田 孝子

(広島相談室) 大阪センターと兼任

堤 直子、上野 美子、梶本 智美、松本 尊子

(新潟相談室) 東京センターと兼任

佐道 美樹

(静岡相談室) 東京センターと兼任

山口 麻理子、岩附 淳子

(熊本相談室) 大阪センターと兼任

梶本 智美

(福島相談室) 東京センターと兼任

高野 美月

(高松相談室) 大阪センターと兼任

上野 美子

(金沢相談室) 東京センターと兼任

高野 美月

(沖縄相談室) 東京センターと兼任

平良 順子

(横浜相談室) 東京センターと兼任

岩附 淳子、佐道 美樹

(さいたま相談室) 東京センターと兼任

嘉納 郁子

(岐阜相談室) 大阪センターと兼任

佐藤 直子

(松山相談室) 大阪センターと兼任

堤 直子

(前橋相談室) 東京センターと兼任

望月 恵理子

(宮崎相談室) 大阪センターと兼任

佐藤 直子

(三重相談室) 大阪センターと兼任

鈴木 環

(長野相談室) 東京センターと兼任

望月 恵里子、平良 順子

## II 啓発事業及び広報活動

### 1. 啓発事業

#### (1) 啓発資料の作成・配付等

令和3年度においても、多重債務相談関係機関との連携確保、消費者信用の健全な利用の啓発等に資する資料として、協会案内(パンフレット)、「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」、「借金の返済でお困りではありませんか?」(リーフレット)などの資料を、全国の消費生活センター、地方公共団体の消費者行政担当窓口・多重債務者相談窓口・法律相談窓口・社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等に配付した(約3,000窓口等)。

#### ① 多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間(令和2年度のカウンセリング活動)等の作成・公表

令和3年9月に令和2年度の活動実績を取りまとめた資料「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間(令和2年度のカウンセリング活動)」を作成し、関係各団体等に配付した(約30団体等)。

また、協会のホームページにも掲載した。

#### ② 協会案内(パンフレット)の改訂、相談担当者向け資料の配付

協会案内(パンフレット)については、令和3年9月に、拠点体制の改訂や令和2年度の実績データなど、内容を更新し作成した。

このパンフレットは、他の協会資料とともに全国の消費生活センター、地方公共団体の消費者行政担当窓口・多重債務者相談窓口・法律相談窓口・社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口等に配付した(約3,000箇所)。

#### (2) 協会ホームページにおける啓発

消費者信用の適切な利用を啓発するため、協会ホームページには「借りすぎにご注意」のコーナーを設け、クレジットの正しい利用7か条などを掲載しているほか、「借金の返済でお困りではありませんか?」などのリーフレットや多重債務に関する知識を取りまとめた「多重債務Q&A」などを掲載している。

#### (3) 消費者啓発活動等への参加

毎年行われる地方公共団体等の消費者啓発や多重債務相談などのイベントに参加し、多重債務問題に関する啓発パネルを展示するとともに、協会資料の配布を行った。

また、関係相談機関等からの資料の配布希望や教材としての使用要請には積極的に応えた。

**第27表 消費者フェア等への参加・パネル展示・資料配布等の実績**

参加行事	開催期間	参加日数	会場(開催都市)等
一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン (一般消費者)	令和3年 6月14日～ 20日	7日	インターネット(東京都の特設サイト)等
多重債務110番 (一般消費者)	9月29日・30日	2日	東京都消費生活総合センター他 (東京都新宿区他)
くらしの総合相談 多重債務者無料相談 (一般消費者)	10月19日	1日	河内長野市三日市市民ホール (河内長野市)

一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン (一般消費者)	11月15日～ 21日	7日	インターネット(東京都の特設サイト)等
宮城県消費生活展 (一般消費者)	12月14日～ 17日	4日	東北電力グリーンプラザ アクアホール(宮城県仙台市)
多重債務110番 (一般消費者)	令和4年 3月7日・8日	2日	東京都消費生活総合センター他 (東京都新宿区他)

#### (4) 講師の派遣

多重債務の防止、救済に関する講演及び講師派遣について、要請に応じて必要な対応を行った。その令和3年度における実績は以下のとおりであり、講師は大阪支部長及びアドバイザーカウンセラーである。

**第28表 講師派遣の実績**

年 月 日	テーマ(対象)	派遣先・会場(開催場所)等
令和3年 6月22日	大阪府「多重債務相談に係る市町村担当者連絡会議」におけるJCCO大阪センター活動紹介 大阪府内各市町村の多重債務相談事業担当者および相談員 70名	大阪府庁新別館北館4階 多目的ホール (大阪府大阪市)
6月28日	兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室「日本クレジットカウンセリング協会の取り組みと事例紹介」 県民局・県民センター貸金業担当者 11名	兵庫県庁2号館 テレビ会議室 (兵庫県神戸市)
10月12日	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 家計改善支援事業「多重債務に関すること」 家計改善支援員 10名	さいたま市産業文化センター (埼玉県さいたま市)
11月2日 ～26日	神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課相談第一グループ 「日本クレジットカウンセリング協会の支援体制について」 多重債務者相談担当となった県及び市町村職員、消費生活相談員等	かながわ県民センターにて収録 YouTube等による限定配信
令和4年 1月26日	三重県消費生活センター「令和3年度第10回消費生活相談員勉強会」における「日本クレジットカウンセリング協会の取り組みと事例紹介」 三重県内各市町村の多重債務相談事業担当者および相談員 25名	三重県柴町庁舎3階 研修室 (三重県津市) Web参加

## 2. 広報の戦略的展開

多重債務ほっとラインに寄せられる相談の端緒をみると、地方公共団体等の相談窓口など関係相談窓口からの紹介等が約43%、インターネットが契機となった相談が約39%を占めている。このような実情を踏まえ、広報の対象を重点化するなど戦略的に広報活動を展開した。

(1) 協会ホームページへの誘導施策の継続実施

定款を改正し、平成26年7月から協会の新たな略称を「JCCO」に変更したことによって、協会ホームページの検索応答性が格段に向上した。

これを踏まえ、令和3年度においても、協会のパンフレット、リーフレットやポスターなどあらゆる広報媒体に、「**JCCO** **検索**」のマークを付して、多重債務者のホームページへの誘導を図った。

(2) 関係機関への訪問広報活動

当協会の多重債務カウンセリングの特徴(無料の任意整理と家計再建に向けたカウンセリングの一体的提供による多重債務者の救済)に適合する相談案件の紹介について、事務局職員及びアドバイザーカウンセラーが、地方公共団体の消費生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、行政機関の相談窓口、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援窓口などを始めとする各種の多重債務者相談窓口等を訪問し、協会の広報を行うとともに、相談案件の処理に係る連携・協力を依頼した。

令和3年度における訪問広報活動の主な働きかけ先は、県・市の消費生活センター、法テラス、関係行政機関相談窓口社会福祉協議会など延べ72箇所(東京センター管轄25箇所、大阪センター管轄47箇所)となっている。

また、これら関係先への訪問回数は延べ75回(東京センター・本部管轄25回、大阪センター・支部管轄50回)に上った。

第29表 訪問広報活動の対象機関

組織区分	訪問先
国	金融庁(財務局、財務事務所等) 経済産業省(経済産業局等) ハローワーク
地方公共団体	多重債務者相談窓口 消費生活センター 生活困窮者自立相談支援窓口
各種団体等	日本司法支援センター(法テラス) 弁護士会法律相談センター 社会福祉協議会 消費者団体 日本貸金業協会 全国銀行協会

(3) 関係団体の会報等を通じた広報

当協会の活動状況等について、関係団体の会報等に掲載された実績は以下のとおりである。

第30表 雑誌・会報等への掲載状況

掲載誌	発行者	記事の内容
令和3年4月～12月		
「多重債務・債務整理相談窓口のご案内」	神奈川県	多重債務無料相談窓口の案内
困りごと・悩みごと相談窓口一覧	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
ひとり親サポートブック 「うえるびい」 4月発行	宮城県仙台市	多重債務無料相談窓口の案内

会報 PROGRESS 夏号 Vol. 48	(一社)日本クレジット協会	協会紹介 (令和2年度活動実績)
「悪質金融にご注意を!!」	愛知県	多重債務無料相談窓口の案内
「多重債務者支援機関一覧」 10月発行	新潟県	多重債務無料相談窓口の案内
令和4年1月～3月		
会報 PROGRESS 冬号 Vol. 50	(一社)日本クレジット協会	協会紹介(令和3年度上期活動実績)
「大切な人を亡くされた方へ」 1月発行	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内
新宿区くらしのガイド	東京都新宿区	多重債務無料相談窓口の案内

### Ⅲ 管理事項

#### 1. 拠点の運営等

協会の事業運営をめぐっては、①平成 19 年の政府要請を踏まえた「少なくとも各ブロック単位(全国 11 箇所)」におけるカウンセリング拠点の整備の推進、②国の公益認定による公益財団法人への移行を受けて、一層自律的に協会の公益的機能(消費者保護機能)を高めていくことが特に求められている。

これらの課題に総合的に対処するため、「拠点の広範化・集約化」の推進を内容とする協会運営の方針「今後における拠点の展開の方向性について」を、平成 25 年 3 月 18 日の理事会において決定した。

また、協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、平成 31 年 2 月 6 日の理事会において「今後の拠点の整備・運営に関する方針」を定め、協会の業務の持続可能性にも配慮しながら「拠点の広範化・集約化」を推進することとしている。当協会としては、これらの方針に基づき、高い公益性の発揮と業務運営の効率化の両立を図っていくこととしており、令和 3 年度においても、以下のとおり、その推進を図った。

##### (1) 大阪センターの運営

大阪センターを開設することは「拠点の広範化・集約化」を進める上での大きな課題であるとともに、平成 19 年に政府から要請を受けた課題ともなっていた。これを踏まえ、当協会は大阪弁護士会とセンター開設に向けた交渉を真摯かつ丁寧に進めた結果、平成 30 年 1 月に大阪センターを開設することができた。

令和 3 年度は、前年度に引き続き、日弁連が推薦(推薦に必要な名簿は大阪弁護士会が調製)した 5 名の弁護士をカウンセラーとして委嘱し、大阪センターにおける事業を実施した。

また、大阪センターの実務における取扱の統一性の確保を図るため、大阪支部主催のカウンセリング研究会を 1 回開催した。

##### (2) 相談室の運営等

###### ①札幌家計相談室の開設

札幌家計相談室の開設については、平成 30 年 10 月に札幌弁護士会を訪問し、家計相談室の具体的な業務体制、運用のイメージ等について意見交換を行った。

その後、同弁護士会内部において意見交換を踏まえた検討が行われた結果、平成 31(令和元)年度以降、条件付ではあるが、開設に向けての協議に応じうる旨の回答が平成 31 年 2 月 20 日付けで提示された。これを受けて、令和元年 8 月に当協会から協定書等の案を札幌弁護士会に送付し、具体的な調整に着手した。令和 3 年度においても、協定書等の案についての協議を継続した。

###### ②その他の相談室の運営等

協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等を踏まえ、令和 3 年度においても、札幌家計相談室以外の新規の相談室の開設交渉は実施しなかった。

また、ブロック機関(地方財務局及び財務支局)が所在する道府県(ただし関東ブロックは東京都)以外の県に開設した 11 箇所の相談室(特定相談室)のうち、2 年度に活動の縮小等について合意を取り付けることができなかった 7 箇所について、改めて関係地域弁護士会と協議したが、賛同を得ることはできなかった。

## 2. カウンセリング枠数等の見直し

これまでのカウンセリング件数の動向等を踏まえ、年間カウンセリング枠数等の見直しについて、関係地域弁護士会との調整を行った。

## 3. ICTを活用した業務運営の効率化等の推進

仙台相談室及び福岡相談室に関する業務の効率化等に資するため、令和3年6月に仙台サテライトオフィス及び福岡サテライトオフィスを開設し、カウンセリング業務の電子化やテレワーク（リモートワーク）を推進した。

## 4. 関係機関との連携

### (1) 都府県等の協議会等への参画等

当協会は、多重債務カウンセリング事業を展開する立場から、都府県等が主催する会議に委員として参画するなどし、協会の業務の説明やカウンセリングの実績等に関する情報の提供を行った。

#### ① 参画した協議会等

(センター・相談室が所在する地方公共団体)

東京都	多重債務問題対策協議会(部会を含む) **
福岡県	消費者安全確保地域協議会
愛知県	多重債務者対策協議会
宮城県	多重債務問題対策会議*
広島県	多重債務者対策協議会*
香川県	多重債務者対策協議会*
岐阜県	多重債務問題検討会*
三重県	多重債務者対策協議会
静岡県	静岡県消費者安全確保県域協議会

(注) \*は書面開催、\*\*は実開催と書面開催で実施

#### ② 連絡会議・意見交換会等

宮城県	行政機関と弁護士会・司法書士会との懇談会(東北経済産業局主催) *
	令和3年9月16日
大阪府	多重債務相談市町村担当者連絡会議(大阪府主催)
	令和3年6月22日
大阪府	債務整理に係る研修会(大阪府主催)
	令和3年10月1日

(注) \*はWEBで参加

#### ③ 相談会・イベント等

東京都	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン	
	令和3年6月14日～20日	インターネット等(東京都の特設サイト)
東京都	多重債務110番	
	令和3年9月29・30日	東京都消費生活総合センター他
大阪府	くらしの総合相談 多重債務者無料相談	
	令和3年10月19日	河内長野市三日市市民ホール
東京都	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン	
	令和3年11月15日～21日	インターネット等(東京都の特設サイト)

宮城県	宮城県消費生活センター 消費生活展 令和3年12月14日～17日	東北電力グリーンプラザ アクアホール
東京都	多重債務110番 令和4年3月7・8日	東京都消費生活総合センター他

## (2) その他

### ① 連合愛知等との連携

- ・連合愛知ほか労働団体と連携、フリーダイヤル相談窓口の多重債務相談を協会が担当。

愛知県 フリーダイヤル相談窓口 連合愛知ほか労働団体  
令和3年4月～令和4年3月

### ② フードバンクとの連携

食糧支援を必要とする相談者に対し、最寄りのフードバンクの窓口を紹介するなどの対応を行うこととしているが、令和3年度における紹介実績はなかった。

### ③ その他の連携

地方公共団体等の関係部局との連携を深めるため、これらの団体のホームページと当協会のホームページをリンクする取組を推進した。

## 5. 理事会・評議員会・評議員選定委員会の開催

令和3年度に開催された理事会、評議員会の期日、議題等は次の通りである。

### (1) 理事会

#### ① 令和3年度第1回通常理事会

日時 令和3年5月27日(木) 午前10時00分～12時10分  
会場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム14B  
(報告事項)

- 第1 定款第29条第6項の規定に基づく職務の執行の状況の報告
- 第2 令和2年度カウンセリング事業の実施状況
- 第3 仙台サテライトオフィス及び福岡サテライトオフィスの開設

(決議事項)

- 第1号議案 令和2年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 協会の規程の整備に関する件
- 第3号議案 定時評議員会の招集に関する件

#### ② 令和3年度第2回通常理事会

日時 令和4年3月29日(火) 13時00分～15時15分  
会場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム15B  
(報告事項)

- 第1 定款第29条第6項の規定に基づく職務の執行の状況の報告
- 第2 令和3年度における「安定的な財源の確保」、「業務の合理化」等に関する取組みについて
- 第3 カウンセリング事業の実施状況について

(決議事項)

- 第1号議案 令和4年度事業計画書及び収支予算書に関する件
- 第2号議案 カウンセラーの委嘱の承認に関する件
- 第3号議案 協会の規程の整備に関する件



## (2) 評議員会

### ① 令和3年度定時評議員会

日 時 令和3年6月23日(水) 10時00分～11時50分  
会 場 TKP新橋カンファレンスセンター カンファレンスルーム14B

(報告事項)

- 第1 定款第9条第2項に基づく令和2年度事業報告
- 第2 令和2年度コンサルティング事業の実施状況
- 第3 令和3年度事業計画書及び収支予算書について
- 第4 仙台サテライトオフィス及び福岡サテライトオフィスの開設
- 第5 アドバイザーカウンセラー関係規程の整備

(決議事項)

- 第1号議案 令和2年度決算に関する件
- 第2号議案 理事の選任に関する件

### ② 定款第24条の決議の省略の手続きにより評議員会の決議があったとみなされた事項

(ア) 理事の選任

(決議があったものとみなされた日) 令和3年12月20日

## (3) 評議員選定委員会

令和3年度は評議員選定委員会を開催しなかった。評議員の選任については、定款第14条第1項及び評議員選定委員会運営細則第9条に基づく決議の省略手続きにより実施した。

### ○ 評議員選定委員会委員

野村 豊弘 (評議員) 日本エネルギー法研究所 理事長  
菅原 功 (監 事) 一般財団法人日本産業協会 専務理事  
八十島 史博 (事務局員) 当協会総務部長  
浦川道太郎 (外部委員) 早稲田大学 名誉教授・弁護士  
中舎 寛樹 (外部委員) 名古屋大学 名誉教授

○決議の省略の手続きにより、評議員選定委員会の決議があったとみなされた日

(ア) 令和3年4月23日

(イ) 令和3年6月12日

(ウ) 令和3年12月24日

## 6. 役員及び評議員の異動

### (1) 令和3年度中における役員の変動

#### ① 令和3年度中に退任した理事

氏名	所属・役職	在任期間
中西 章裕	ユーシーカード株式会社 代表取締役社長	令和2年7月20日～ 令和3年6月23日
後藤 巻則	早稲田大学 大学院法務研究科教授	平成30年6月20日～ 令和2年7月20日

#### ② 令和3年度中に就任した理事

氏名	所属・役職	任期
大西 幸彦	三井住友カード株式会社 代表取締役社長 兼 最高執行役員	令和3年6月23日～ 令和4年度定時評議員 会終結の時
水野 克己	株式会社クレディセゾン 代表取締役(兼)社長執行役員 COO	
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授	令和3年12月20日～ 令和4年度定時評議員 会終結の時

### (2) 評議員の変動

#### ① 令和3年度中に退任した評議員

氏名	所属・役職	在任期間
米本 努	株式会社千葉銀行 取締役専務執行役員	令和2年7月20日～ 令和3年3月31日
大島 健一	株式会社ジャックス 取締役常務執行役員	令和2年7月20日～ 令和3年6月9日
松木 博之	株式会社みずほ銀行 個人マーケティング推進部長	令和2年7月20日～ 令和3年7月9日
川口 徳子	独立行政法人国民生活センター 理事	令和2年1月22日～ 令和3年12月20日

#### ② 令和3年度中に就任した評議員

氏名	所属・役職	任期
篠崎 忠義	株式会社千葉銀行 取締役専務執行役員	令和3年4月23日 令和6年度定時評議員 会終結の時
青井 宏仁	SMBC ファイナンスサービス株式会社 常務執行役員	令和3年6月12日 令和6年度定時評議員 会終結の時
山田大	株式会社みずほ銀行 個人ローン推進部部長	令和3年12月24日 令和6年度定時評議員 会終結の時
保木口知子	独立行政法人国民生活センター 理事	

## 7. 規程類の整備

<令和3年度第1回通常理事会（令和3年5月27日）承認>

- アドバイザーカウンセラー関係規程の整備  
労働契約法第18条（期間の定めのない雇用契約）との整合性を図るため、アドバイザーカウンセラー就業規則及びカウンセラー委嘱規程について所要の改正を行うもの。  
（施行 令和3年5月27日）

<令和3年度第2回通常理事会（令和4年3月29日）承認>

- ハラスメント防止規程の整備  
労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が令和4年4月1日から中小企業の事業主にも義務化されること等を踏まえ、ハラスメント防止規程を制定するとともに関連規程等を整備するもの。  
（施行 令和4年4月1日）

## 8. その他

### (1) 政府からの連絡・要請等

令和3年度において、次のとおり連絡・要請等があった。

- 国と特に密接な関係がある公益法人の該当性に関する報告についてのお願  
令和3年4月21日/内閣官房内閣人事局退職管理担当
- マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供に  
ついて(依頼)  
令和3年5月13日/内閣府大臣官房公益法人行政担当室
- 夏季の省エネルギーの取組について  
令和3年6月9日/資源エネルギー庁
- 公益法人に係るマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について  
令和3年9月13日/警察庁
- 冬季の省エネルギーの取組について  
令和3年11月24日/資源エネルギー庁
- 「令和4年度税制改正大綱」の決定等について  
令和4年1月19日/内閣府公益認定等委員会事務局総務課
- 求人をお考えの公益法人の皆様へ（官民ジョブサイトのご案内）  
令和4年2月2日/内閣府官民人材交流センター
- 感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いについて  
令和4年2月4日/内閣府大臣官房公益法人行政担当室
- 消費税制度（インボイス制度）に関する周知・広報等について

## (2) 事業運営検討会

新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、翌年度の賛助会費のあり方の検討については、昨年度と同様、事業運営検討会の構成員による書面協議により実施し、令和4年3月18日に合意した。

## (3) コンプライアンス委員会の開催

コンプライアンス規程第6条の規定により、コンプライアンス委員会を開催した。

### ○ 令和3年度コンプライアンス委員会(第1回)

日 時 令和3年4月21日(火) 10時00分～11時00分

会 場 当協会東京本部会議室

(議事)

①日本民間公益活動連携機構(JANPIA)における内部通報制度の運用状況等について  
コンプライアンス委員会委員

\*杉山 茂 (内部委員) 当協会専務理事

片桐 清 (内部委員) 当協会業務執行理事・事務局長

真鍋 譲 (内部委員) 当協会事務局企画業務部長

八十島 史博 (内部委員) 当協会事務局総務部長

有坂 秀樹 (外部委員) 弁護士(みどりの風法律事務所)

釜谷 理恵 (外部委員) 弁護士(林勘市法律事務所)

\*は委員長

## (4) 賛助会員の募集等

新たな賛助会員の候補と考えられる機関等を直接訪問し、JCCOの事業活動について理解を求めるとともに、協力要請を行ったが、新規の加入には至らなかった。

また、休眠預金等に係る活用制度及び民間団体が運営する社会貢献活動への助成制度に応募したが、いずれも採択されなかった。

。

## (5) 事務局組織と職員数(令和4年3月31日現在)

(職員数には、常勤または非常勤の嘱託員・臨時職員を含む)

事務局長(理事兼任)	1
└─ 企画業務部	4
└─ 総務部	2
└─ 大阪支部	2

## (6) 役員・評議員等名簿(令和4年3月31日現在)

		氏名	所属・役職
<b>理事</b>			
会長	非常勤	○ 新 美 育 文	明治大学 名誉教授
理事長	非常勤	○ 松 井 哲 夫	一般社団法人日本クレジット協会 副会長・専務理事
専務理事	常 勤	○ 杉 山 茂	(当協会 専務理事)
	非常勤	青 山 理恵子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 元副会長
	非常勤	今 井 三 夫	日本貸金業協会 会長
	非常勤	大 西 幸 彦	三井住友カード株式会社 代表取締役社長兼最高執行役員
	非常勤	角 紀代恵	立教大学 名誉教授
	非常勤	鹿 野 菜穂子	慶應義塾大学 大学院法務研究科教授
	非常勤	釜 井 英 法	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	木 下 盛 好	アコム株式会社 代表取締役会長
	非常勤	坂 勇一郎	弁護士(第二東京弁護士会)
	非常勤	坂 井 崇 徳	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	下 山 典 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	非常勤	田 邊 法 之	一般社団法人全国地方銀行協会 常務理事
	非常勤	辻 松 雄	一般社団法人全国銀行協会 常務理事
	非常勤	平 石 ひとみ	ラジオ日本 専任プロデューサー
	非常勤	水 野 克 己	株式会社クレディセゾン 代表取締役(兼)社長執行役員 COO
	常 勤	◇ 片 桐 清	(当協会 事務局長)
<b>監事</b>			
	非常勤	菅 原 功	一般財団法人日本産業協会 専務理事
	非常勤	横 田 宣 之	協同組合連合会日本商店連盟 専務理事

○印は代表理事

◇印は業務執行理事

		氏 名	所 属 ・ 役 職
評議員	非常勤	青 井 宏 仁	SMBC ファイナンスサービス株式会社 常務執行役員
	非常勤	雨 宮 徹	日本貸金業協会 事務局長
	非常勤	有 田 芳 子	主婦連合会 常任幹事
	非常勤	岩 崎 政 明	明治大学 専門職大学院法務研究科専任教授
	非常勤	小 野 仁 司	弁護士(神奈川県弁護士会)
	非常勤	北 角 誠 英	日本貸金業協会 副会長
	非常勤	草 桶 左 信	株式会社シー・アイ・シー 専務取締役
	非常勤	小 浦 道 子	東京消費者団体連絡センター 事務局長
	非常勤	近 藤 弘	弁護士(第二東京弁護士会)
	非常勤	篠 崎 忠 義	株式会社千葉銀行 取締役専務執行役員
	非常勤	白 石 裕美子	弁護士(第一東京弁護士会)
	非常勤	武 田 香 織	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	坪 田 郁 子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事
	非常勤	野 村 豊 弘	日本エネルギー法研究所 理事長
	非常勤	保木口 知 子	独立行政法人国民生活センター 理事
	非常勤	三 上 理	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	宮 村 純 子	弁護士(東京弁護士会)
	非常勤	山 田 大	株式会社みずほ銀行 個人ローン推進部部長